

## 基準外繰出金を切り口とした 実質公債費比率の改善可能性

前大阪府総務部市町村課 矢野 恵一

### はじめに

平成18年度から地方債制度は許可制から協議制へ移行された。これに伴い、従来の起債制限に用いられていた起債制限比率に代わる新たな指標として、実質公債費比率が導入された。さらに平成19年6月に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（以下「健全化法」という。）が公布され、実質公債費比率は、健全化法で定められた財政状況の判断指標（以下「健全化指標」という。）の一つに位置付けられることとなった。健全化法では、地方公共団体に健全化指標の公表が義務付けられている。当然のことながら、公表した指標について、各団体は議会や住民に対しての説明責任を負うこととなる。さらに、指標が悪化し基準を超えた場合は、財政健全化計画等の策定が義務付けられている。実質公債費比率が健全化指標に位置付けられたことにより、指標としての重要性は増している。

従来の起債制限比率は、簡単に言えば、普通会計の地方債償還に充てられた一般財源額の標準財政規模に対する割合を示した指標である。つまり、地方公共団体の財政状況について、歳入の規模に対する公債費の負担の度合いを表している。歳出面から見れば、既に発行した地方債の定時償還額により数値が算出されているため、借換えや繰上償還を行わない限り短期間での指標の改善は困難であった。

これに対して、実質公債費比率は、起債制限比率の概念に加えて、地方債の償還に充てられた公営事業会計への繰出金や一部事務組合への負担金等についても、普通会計上の実質的な公債費であると位置付けている。これらの要素を新たに「準元利償還金」として指標に反映させることで対象範囲を拡大し、公債費の負担の観点から、より実態に即したものと

なっている。準元利償還金については、普通会計以外の公債費が直接算入されるのではなく、普通会計からの繰出金または負担金という媒体を介して指標へ算入される。

本稿では、準元利償還金を切り口とした実質公債費比率の改善可能性について検証を行い、その改善効果が他の健全化指標に及ぼす影響と健全化法制定後の市町村財政の健全化の在り方について考察する。

### 実質公債費比率の構成内訳

#### （1）算出方法

実質公債費比率の分子は、大きく2つに区別することができる。普通会計の公債費に充当された一般財源等である「元利償還金」と、他会計の元利償還金等であっても普通会計において負担している実質的な公債費である「準元利償還金」である。そこで、実質公債費比率を、元利償還金ベースと準元利償還金ベースの2つに分解してみる。本稿では、それぞれの算出ルールとして、以下のように取り扱うものとする（詳細については【参考①】を参照）。

- ① 分子に元利償還金を用いたものを「元利償還金ベース」、準元利償還金を用いたものを「準元利償還金ベース」とする。
- ② 分子から控除される「普通交付税に算入される額」（以下「基準財政需要額算入額」という。）についても、元利償還金ベースと準元利償還金ベースに分割し、それぞれの分子から控除する。
- ③ 分母の基準財政需要額算入額は分割せず、分母は固定し、両ベースとも同一の分母により算出する。
- ④ 構成要素の一つである「満期一括償還地方債

に係る年度割相当額」については、本来の算定ルールでは準元利償還金となっている。府内市町村のデータにおいては、実質的には普通会計に係る公債費であるので、本稿では元利償還金として取り扱うものとする。

上記の算出ルールに基づき、地方財政状況調査(以下「決算統計」という。)により、平成17年度の府内市町村平均と全国市町村平均のデータを集計し、比較を行うと【表①】のとおりとなる。

表① 平成17年度実質公債費比率の状況

(単位:%)

| 区分     | 実質公債費比率<br>(3カ年平均) A | Aの内元利償還金ベース |      | Aの内準元利償還金ベース |      | 標準財政需要額算入率 |     | 元利償還金ベース<br>I=D/C | 準元利償還金ベース<br>J=G/F |               |
|--------|----------------------|-------------|------|--------------|------|------------|-----|-------------------|--------------------|---------------|
|        |                      | B           | C    | D            | E    | F          | G   |                   |                    | H=(D+G)/(C+F) |
| 全国市町村計 | 14.8                 | 11.3        | 22.5 | 11.2         | 3.4  | 8.9        | 5.5 | 53.1              | 49.7               | 61.7          |
| 府内市町村計 | 13.7                 | 11.1        | 18.8 | 7.6          | 2.5  | 9.5        | 6.9 | 51.3              | 40.5               | 72.8          |
| 差し引き   | ▲1.1                 | ▲0.2        | ▲3.7 | ▲3.6         | ▲0.9 | 0.6        | 1.4 | ▲1.8              | ▲9.2               | 11.1          |

注)平成17年度決算統計35表より算出。ただし、政令市を除く。

標準財政需要額算入率は【参考①】の算出方法に基づき、元利ベースは(オ+ケ)/(イ+サ)により、

準元利償還金ベースは(オ+ケ+ノ)/(シ+ス+セ)によりそれぞれ千円単位で算出。

A欄とB欄+E欄、C欄とD欄、E欄とF欄-G欄は原則一致するが、端数処理の関係で一致しない場合がある。

比率は、加重平均により算出。

## (2) 元利償還金ベース

まず、元利償還金ベースの実質公債費比率については、全国平均11.3%に対し府内平均11.1%となり、府内平均の方が0.2ポイント低い。

ここで、元利償還金に対して算入されている基準財政需要額算入額の割合に着目すると、全国平均49.7%に対し府内平均が40.5%となり、府内平均が9.2ポイント下回っていることが分かる。指標を引き下げる要素である基準財政需要額の算入割合が低いにもかかわらず、比率が全国平均を下回るということは、標準財政規模に対する公債費充当一般財源等の決算額の割合が、全国に比べて府内市町村の方が小さいことを意味している。つまり、公債費に占める交付税の算入割合は全国より低いが、もともとの公債費の割合自体が小さいため、結果として元利償還金ベースの実質公債費比率は低くなっているということが言える。

そこで、元利償還金に係る一般財源等の決算額について、地方債区分ごとに構成比を比較してみると、全国の構成比上位5つの地方債については【表②】

表② 平成17年度市町村地方債別元利償還金構成比

(単位:%)

| 地方債区分       | 元利償還金のうち一般財源等額 |    |         |    |      |     | 元利償還金に対する<br>主な普通交付税<br>算入率の目安 |
|-------------|----------------|----|---------|----|------|-----|--------------------------------|
|             | 構成比            |    | 対標準財政規模 |    | 差し引き |     |                                |
|             | 全国             | 順位 | 府内      | 順位 | 全国   | 府内  |                                |
| 地域総合整備事業債   | 13.1           | 1  | 11.7    | 2  | 2.5  | 1.9 | ▲0.6                           |
| 臨時地方道整備事業債  | 10.4           | 2  | 5.9     | 4  | 2.0  | 1.0 | ▲1.0                           |
| 義務教育施設整備事業債 | 10.1           | 3  | 13.3    | 1  | 1.9  | 2.2 | 0.3                            |
| 一般公共事業債     | 7.8            | 4  | 3.4     | 9  | 1.5  | 0.5 | ▲1.0                           |
| 過疎対策事業債     | 7.6            | 5  | 0.0     | -  | 1.5  | 0.0 | ▲1.5                           |

注)平成17年度決算統計より算出。地方債区分欄は33表より抜粋。ただし、政令市を除く。

主な交付税算入率欄のうち、

地域総合整備事業債は、地方債実務ハンドブック(平成13年度版)より抜粋。

臨時地方道整備事業債・過疎対策事業債は、地方債実務ハンドブック(平成17年度版)より抜粋。

義務教育施設整備事業債は、地方債実務ハンドブック(平成17年度版)より抜粋し、目安として

30%(単独大規模改造)~66.7%(施設補助費分・財対込み)を表記。

一般公共事業債は、地方債実務ハンドブック(平成17年度版)より財源対策債分50%算入を目安

として用い、22.7%(都市計画)~50%(道路臨時拡大分)を表記。

比率は、加重平均により千円単位で算出。

のとおりとなる。

比較的交付税算入率の高い地域総合整備事業債、臨時地方道整備事業債、一般公共事業債及び過疎対策事業債において、標準財政規模に対する元利償還金の割合は全国平均の方が府内平均と比べて高いことが分かる。特に過疎対策事業債では、全国平均が府内平均を1.5ポイント上回っている。

これらの原因により、実質公債費比率における元利償還金の交付税算入率について、府内平均が全国平均に比べ低くなっていると考えられる。

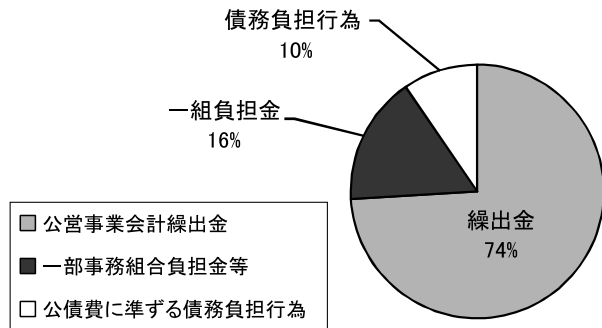
## (3) 準元利償還金ベース

一方、準元利償還金ベースの実質公債費比率については、全国平均3.4%に対し府内平均2.5%となり、府内平均が0.9ポイント低い。ところが、交付税算入率を比較してみると、全国平均61.7%に対して府内平均72.8%となり、府内の方が11.1ポイント高くなっていることが分かる。また、基準財政需要額算入額控除前の割合で比較すると、全国平均8.9%に対し府内平均9.5%となっており、府内平均が0.6ポイント高い結果となっている。つまり、標準財政規模に対する準元利償還金の決算額の割合は府内の方が大きい、準元利償還金に対する交付税の算入割合が全国より大きいため、準元利償還金ベースの実質公債費比率は低く抑えられているということになる。

ここで、平成17年度全国市町村の準元利償還金の構成要素を見てみると【図①】のとおりとなる。

内訳として、公営事業会計への繰出金が全体の74%を占めており、他の構成要素と比較し突出している

図① 平成17年度全国市町村の準元利償還金構成内訳



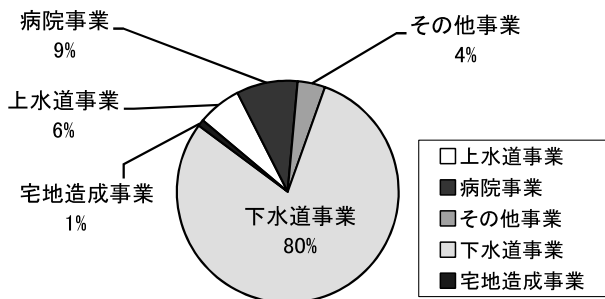
注)平成17年度決算統計35表より算出。ただし、政令市は除く。構成比は、加重平均により千円単位で算出。

ことが分かる。

交付税算入は繰出基準額を対象に行われている。つまり、府内市町村は交付税算入のない基準外繰出金の支出を抑えているため、結果として全国平均に比べ準元利償還金ベースの実質公債費比率が低くなっているのではないかと推測することができる。

次に、公債費充当繰出金に占める各事業会計の構成比を見てみると、【図②】のとおりとなり、下水道事業が全体の80%を占めている。

図② 平成17年度全国市町村の公営事業会計への公債費繰出金内訳



注)平成17年度決算統計27表及び28表より算出。ただし、政令市は除く。上水道事業には、簡易水道事業及び工業用下水道事業を含む。構成比は、加重平均により千円単位で算出。

これらの結果を総合すると、準元利償還金の構成比は、公営事業繰出金の割合が大きく、また、繰出金の会計別構成比では、下水道事業の割合が高いことが分かる。

そこで、下水道事業への繰出金に占める基準外繰出金の割合について、地方公営企業決算状況調査(以下「公営企業決算統計」という。)により平成17

年度の全国市町村平均と府内市町村平均を比較してみると、【表③】のとおりとなる。

法非適用の下水道事業(公共)の繰入金に占める基準外繰入の割合は、全国平均53.0%に対して府内平均23.5%となっており、府内市町村の繰入金の基準外比率は全国の半分以下となっていることが分かる。

これらの結果を踏まえて、府内市町村において基準外繰出金を実質公債費比率へ及ぼす影響を算出する。

表③ 平成17年度下水道事業における繰入金の基準外比率

|    |      | (単位:百万円)    |             |              |                  |
|----|------|-------------|-------------|--------------|------------------|
| 区分 |      | 基準内繰入金<br>A | 基準外繰入金<br>B | 繰入金合計<br>A+B | 基準外比率<br>B/(A+B) |
| 全国 | 都市計  | 384,808     | 412,288     | 797,096      | 51.7             |
|    | 町村計  | 44,767      | 72,530      | 117,298      | 61.8             |
|    | 市町村計 | 429,575     | 484,818     | 914,393      | 53.0             |
| 府内 | 都市計  | 60,969      | 17,653      | 78,621       | 22.5             |
|    | 町村計  | 1,727       | 1,607       | 3,334        | 48.2             |
|    | 市町村計 | 62,696      | 19,260      | 81,956       | 23.5             |

注)平成17年度公営企業決算統計(法非適用)下水道事業(公共)より算出。  
A欄は26表2行51列+同53列を計上、B欄は26表2行52列+同54列を計上。  
比率は、加重平均により千円単位で算出。  
都市計には政令市を除き、一部事務組合等を含む。

## 基準外繰出金からの分析

### (1) 構成要素の削減効果と実行性

まず、準元利償還金の各構成要素の削減の実行性とその効果について検証してみる。平成18年度決算統計における準元利償還金の構成要素は以下のとおりとなる。

- ①公営事業債の償還に充てたと認められる繰出金
- ②一部事務組合等の起こした地方債の償還に充てたと認められる補助金又は負担金
- ③公債費に準ずる債務負担行為
- ④一時借入金利子

各構成要素が実質公債費比率に占める割合は、平成18年度府内市町村では【表④】のようになる。

①の繰出金については、同一団体内での会計間の資金のやり取りであり、財政運営上の一定の繰出ルールが存在する。基準外部分については、団体が任意で行っているものであり削減は可能である。また、構成比の90%近くを占めており、そのうち基準外繰出金は13.6%を占めている。

②の負担金については、支出先の一部事務組合等

表④ 平成18年度府内市町村の準元利償還金構成内訳

(単位:百万円)

| 区分             | 決算額    | 構成比(%) | 基準財政需要額の算入有無 |
|----------------|--------|--------|--------------|
| ①公営事業会計繰出金     | 71,408 | 87.4   | —            |
| うち基準内繰出金       | 60,324 | 73.8   | 有            |
| うち基準外繰出金       | 11,084 | 13.6   | 無            |
| ②一部事務組合等負担金    | 7,921  | 9.7    | 一部有          |
| ③公債費に準ずる債務負担行為 | 2,242  | 2.7    | 一部有          |
| ④一時借入金利子       | 131    | 0.2    | 無            |
| 計              | 81,702 | 100    | —            |

注)平成18年度決算統計35表より算出。ただし、政令市は除く。  
構成比は、加重平均により千円単位で算出。

が特別地方公共団体としての別人格を有しており、規約により構成団体からの負担金で活動経費を賄っている。この状況を考えれば、既発債の償還金に対する負担金の削減は事実上困難であると言える。

③の債務負担行為については、既に債務が確定しているものであり、その債務の履行に対する支払いの削減は、②の場合と同じく困難である。

④の一時借入金利子については、団体の自助努力により削減は可能であるが、決算額が少額のため比率への影響は微少と思われる。

以上により、比率への影響の度合いの大きさに他に、その削減の実効性という別の観点から見ても、基準外繰出金が有効であると分かる。ただし、ここで注意しなければならないのは、実質公債費比率の算定方法においては、各構成要素から交付税に算入される額（基準財政需要額算入額）が控除されるという点である。つまり、実際の決算額の構成比が高くても交付税へ算入される割合が高ければ、指標への影響は抑えられるのである。【表④】中の平成18年度府内市町村決算額は、基準財政需要額算入額の控除前の数値であるので、各構成要素の影響度合いを測るには、あくまで参考にしかならない。

例えば、準元利償還金を会計ごとに分解しても、会計単位での基準財政需要額算入額を把握できない限り、実質公債費比率の会計ごとの負担割合を明らかにすることは、困難と言える。

## (2) 按分対象繰出金を用いた分析

公営事業会計への基準外繰出金は、すべてが準元利償還金とされる訳ではない。一定の算入ルールに

基づいて会計ごとに積み上げられ、実質公債費比率へと反映されている。以下に、その算定ルールについて簡潔に示す（詳細については【参考②】を参照）。

- ① 繰出基準額までは、全額が準元利償還金として算入される。
- ② 繰出基準を超えた部分、すなわち、基準外繰出金については、一定のルールにより算出した割合に応じて、按分された上で準元利償還金へ算入される。
- ③ 公債費以外の経費のうち特定の経費に充てたと見なされる繰出金は①及び②の対象から除外される。

上記のルールを見れば、②の按分により算入される基準外繰出金（以下「按分対象繰出金」という。）に係る影響を会計ごとに算出することにより、会計単位での基準財政需要額算入額を把握せずとも、会計ごとの負担割合を基準外繰出金という切り口から明らかにすることが可能であると考えられる。さらに、按分対象繰出金、すなわち、団体が任意に行っている基準外繰出金を削減すれば、既に発行した地方債の借換えや繰上償還を行わなくても、実質公債費比率を改善することが可能であることが分かる。

そこで、【参考②】の実質公債費比率算出様式により、会計ごとの按分算入率、按分対象繰出金、準元利償還金算入額及び改善効果ポイントについて、以下のルールに基づき算出し分析を行う。

ア 按分算入率…用途が特定されていない繰出金を、上記の算出方法①の繰出基準額と③の特定の経費に該当するものを公営企業の歳出総額から除いたもので除した率。

$$\text{算出式} \quad \text{＜法適用＞} \quad J / I \times 100$$

$$\text{＜法非適用＞} \quad I / H \times 100$$

イ 按分対象繰出金…繰出金のうち繰出基準額を超える部分。

$$\text{算出式} \quad C① - C②$$

ウ 準元利償還金算入額…繰出金のうち準元利償還金として実質公債費比率へ算入される部分。

$$\text{算出式} \quad \text{按分対象繰出金} \times \text{按分算入率}$$

エ 改善効果ポイント…按分対象繰出金を削減した場合の実質公債費比率改善効果。

算出式 <法適用> (V-Z) / 標準財政規模  
 <法非適用> (Z-Y) / 標準財政規模

### (3) 会計単位での分解

上記の算出ルールに基づき、平成18年度決算統計により府内市町村のデータを集計すると、結果は【表⑤】のとおりとなる。

表⑤ 平成18年度府内市町村の実質公債費比率（基準外繰出ベース）の内訳

(単位:百万円)

| 会計名    | 対象団体数 | 基準外繰出ベース<br>(3年平均) | 按分算入率 | 按分対象繰出金 |       | 準元利償還金算入額 |        | 対標財   |     |
|--------|-------|--------------------|-------|---------|-------|-----------|--------|-------|-----|
|        |       |                    |       | 構成比     | 対標財   | 構成比       | 対標財    | 構成比   | 対標財 |
| 上水道事業  | 41    | 0.02               | 20.6  | 817     | 3.1   | 0.1       | 168    | 1.4   | 0.0 |
| 病院事業   | 17    | 0.02               | 3.6   | 4,412   | 16.5  | 0.7       | 159    | 1.3   | 0.0 |
| 下水道事業  | 41    | 1.30               | 56.2  | 18,641  | 69.8  | 1.8       | 10,476 | 88.9  | 1.0 |
| 宅地造成事業 | 2     | 0.03               | 74.1  | 442     | 1.7   | 1.2       | 328    | 2.8   | 0.9 |
| その他事業  | 17    | 0.16               | 27.3  | 2,409   | 9.0   | 0.9       | 658    | 5.6   | 0.2 |
| 合計     | -     | 1.52               | 24.1  | 26,722  | 100.0 | -         | 11,789 | 100.0 | -   |

注) 平成18年度実質公債費算出資料により算出。ただし、政令市は除く。  
 基準外繰出ベース欄には、按分対象繰出金を分子から控除した場合の影響を3ヶ年平均により算出。  
 対標財欄には、対象団体に係る標準財政規模の合計に対する割合を計上。  
 上水道事業には、簡易水道事業を含む。  
 その他事業には、国民健康保険(直診勘定)、介護保険(サービス勘定)、駐車場、交通、と畜場事業を計上。  
 比率は、加重平均により千円単位で算出。

まず、按分算入率については、この数値が高いほど繰出基準額を超えて支出した部分の準元利償還金算入割合が高くなる。言い換えれば、按分算入率が高ければ繰出金を削減した場合の改善効果が大きく、逆に、低ければ改善効果も薄くなり、より多額の繰出金を削減しないと指標を改善できないということになる。つまり、実質公債費比率を改善しようとした場合に、会計によって必要となる基準外繰出金の削減額が異なってくるということである。具体的に見てみると、宅地造成事業が74.1%、下水道事業が56.2%と5割を超えている。これは、これらの会計において、経常経費に占める繰出基準額を超える公債費の割合が高いことを意味している。

次に、按分対象繰出金については、下水道事業の構成比が69.8%と突出して高い。しかし、対象会計を持つ団体数が事業により差があるため、対象団体のみの標準財政規模の合計に対する按分対象繰出金の割合(表中「対標財」欄)を比較してみる。結果、下水道事業は1.8%となり、他の事業との差は縮まるものの、やはり下水道事業の数値が一番高い。この

ことより、下水道事業における基準外繰出金の決算額が他会計と比較して大きいことが言える。

準元利償還金算入額についても、同様にして対象団体のみの標準財政規模に対する準元利償還金算入額の割合を比較してみると、下水道事業が1.0%、宅地造成事業が0.9%となっている。これは、宅地造成事業の按分算入率が高いため、結果として、この2つの会計の実質公債費比率への影響の度合いが、ほぼ同じレベルであることを意味している。

これらの結果を総合すると、準元利償還金の中で最も基準外繰出金の割合が大きい会計は下水道事業である。また、対象団体数は少ないが、宅地造成事業は下水道事業に次いで実質公債費比率への影響が高い。病院事業は繰出金の額自体は比較的大きいものの、按分算入率が3.6%と低いため基準外繰出金の指標への影響は0.0%となっている。これは、病院事業においては、宅地造成事業や下水道事業とは逆に、経常経費に占める繰出基準額を超える公債費の割合が低く、結果として、基準外繰出金の削減が実質公債費比率にほとんど影響しないことを意味している。また、上水道事業は、もともとの基準外繰出金が少ないため、病院事業と同じく影響は低いことが分かる。

## 健全化4指標への影響

### (1) 基準外繰出金削減による改善効果

前述の分析結果の数値を用いて、実質収支、実質公債費比率、将来負担比率における府内市町村の公営事業会計への基準外繰出金を削減した場合の改善効果を見てみると【表⑥】のようになる。

表⑥ 府内市町村における基準外繰出金削減時の健全化指標への影響

(単位:百万円)

| 区分   | 実質収支改善額<br>A | 実質公債費比率改善効果<br>B | 将来負担比率改善効果<br>C |
|------|--------------|------------------|-----------------|
| 都市計  | 24,442       | 1.5              | 7.5             |
| 町村計  | 2,279        | 2.7              | 16.3            |
| 市町村計 | 26,722       | 1.5              | 7.9             |

注) 平成18年度決算統計より算出。ただし政令市は除く。  
 A欄は、各年度の按分対象繰出金削減額を3ヶ年平均により算出。  
 B欄は、A欄の単年度数値を分子から控除した場合の効果を、3ヶ年平均により算出。  
 C欄は、A欄の単年度数値の3ヶ年合計額を標準財政規模で除して算出。  
 B・C欄の改善効果は、加重平均により千円単位で算出。

総額で26,722百万円の基準外繰出金が実質公債費比率の按分対象繰出金として計上されており、この基準外繰出金を削減すれば、実質公債費比率は単年度で約1.5ポイント改善する。

また、基準外繰出金を削減することにより、一般会計の実質収支が改善され実質赤字比率へも影響する。さらに、実質公債費比率と将来負担比率はフローとストックの関係であり、フローで得た効果額をストックの改善へ回せば、将来負担比率への影響も出てくる。その効果は3ヶ年の累積で7.9ポイントとなる。

## (2) 4指標の相関

ここで、健全化4指標（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率）について、基準外繰出金を削減した場合の影響を、指標ごとに整理してみる。

### ①実質公債費比率

基準外繰出金のうち按分対象部分を削減することにより、各会計ごとの按分算入率に応じて、準元利償還金が減少し、実質公債費比率が低下する。ただし、指標の算定は3ヶ年平均で行われるため、実際の改善効果は通増する。

### ②実質赤字比率

削減した繰出金の効果額が、直接、一般会計の実質収支の改善額となり、実質赤字比率は低下する。

### ③連結実質赤字比率

上記により一般会計の実質収支は改善されるが、同時に繰入金が削減された公営事業会計の収支が同額悪化するため、連結実質赤字比率は会計間の繰入・繰出の操作に影響されることはない。ただし、言うまでもないが、削減された繰入金に代わり、使用料値上げなど別途対策を講じなければ、公営事業会計の収支は悪化する。当然ながら、健全化法における公営企業の資金不足比率は上昇することとなる。

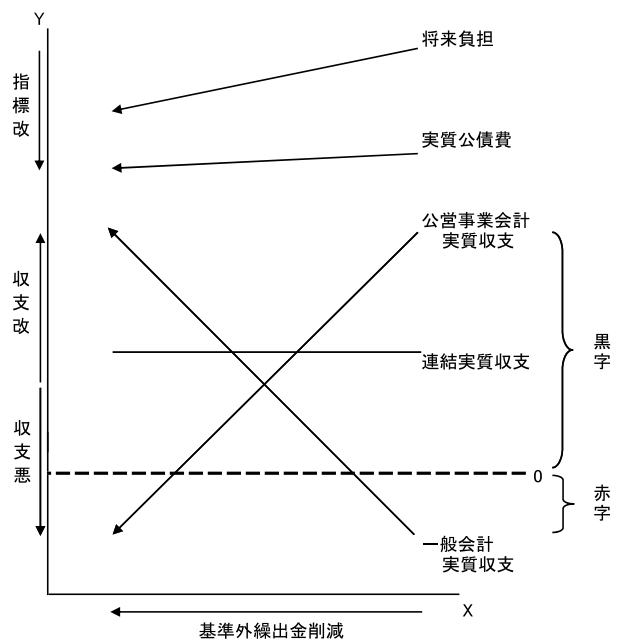
### ④将来負担比率

基準外繰出金の削減のみでは影響を受けないが、これに伴う実質収支の改善額を基金へ積み立てれ

ば、将来負担へ充当することが可能な償還財源が確保され、将来負担比率は低下する。ただし、基金への積立を行った場合は、別途対策を講じなければ、連結実質赤字比率は上昇する。

一見すると、健全化法の4指標はそれぞれに役割を与えられた独立した指標に見えるが、繰出金を切り口として見てみると、相互に連動する要素を持っていることが分かる。【図③】により、その相関のイメージを示す。

図③ 基準外繰出金の削減効果と4指標の相関関係



## (3) 連結会計時代の健全化とは

前述したように、4指標は連動要素を持っており、1つの指標を改善することにより、その効果が他の指標へ及ぶこともあれば、逆に1つの指標を改善するために選択した手法により、他の指標が悪化する場合もある。どの指標の改善を優先するかは、各団体の判断によるところである。本稿で分析を行った実質公債費比率では、基準外繰出金を削減することで生じる公営企業会計の収支悪化に対して、本来、住民への受益者負担により賄われるべき部分については、使用料等の適正な改正により対応すべきものである。同時に、基準外繰出金であっても、様々な理由によって税により負担することが適当である部分についてまで繰出金を削減すべきではないだろう。

他の健全化指標についても、指標の改善を図る際には、住民サービスを縮小して対応するのか、あるいはサービスは維持したままで受益者負担を増やして対応するのか、住民サービスや負担の水準との兼ね合いなどを総合的に見極め、最も有効な対応策を選択することが重要である。さらに、連結の概念が導入された以上、従来のように普通会計の財政指標だけを見て財政運営を行っていけばよいのではなく、団体トータルを見通した根本的な改善が必要となる。

実質公債費比率が導入されたことによって、厳しい財政状況等の理由によりストック（地方債残高）を改善することが困難な場合でも、繰出金を削減することによりフロー指標（実質公債費比率）を改善でき、また、その改善で得た効果額（実質収支）を将来のストック改善のための財源とすることにより、実際には将来の負担額を改善せずともストック指標（将来負担比率）を改善することが可能である。指標改善の元となる財源は余力として基金へ積立てておくことで、想定外の事態に対応する財政的な弾力性を確保しつつ、指標の改善を行うことができるというのは、市町村にとって健全化を行う上での選択の幅を広げることとなる。

しかし、ここで忘れてはならないことは、指標の算定ルールが如何に変わろうと、ストック自体を改善することが市町村の財政運営にとって望ましい方法であることに変わりはない。各団体における財政状況の健全化の度合いは、健全化指標により評価されることになるが、指標の改善のみを優先し、それぞれの会計が持つ本来あるべき財政負担の構造を崩壊させてはならない。

健全化法において連結の概念が導入されたことにより、団体トータルでの健全化が急務となった。連結会計時代の健全化とは、団体の目指すべき目標をトータルで描きつつ、各指標それぞれの動向に注意しながら、個々の会計ごとに有効な手法を判断して、それぞれ個別に実行していき、成果を積み上げていくことであると考えられる。

## おわりに

本稿で行った実質公債費比率の分析により府内市町村における会計ごとの影響の度合いは、一定の制約はあるものの、基準外繰出金という切り口により示すことができた。しかし、個々の会計ごとに全国との比較を行うには、基礎となるデータが不足しており、なかなか難しい状況にある。自団体の状況を他団体と比較分析することは、議会や住民への説明責任を果たす上で重要である。

また、指標が公表された場合、その指標を基に民間からの資金調達条件が決定され、今後の財政運営に影響を持つ可能性も否定できない。

健全化法の施行により、地方公共団体の財政制度は一つの大きな転換期を迎えることとなる。府内市町村が、この転換期を改革のチャンスと捉え、厳しい財政状況を乗り越えていくことを期待して本稿の結びとしたい。

## 参考文献

- ・大阪府総務部市町村課（2008）「平成18年度市町村決算の概況」（『自治大阪2月号』財団法人大阪府市町村振興協会）。
- ・大阪府総務部市町村課（2007）「平成17年度市町村決算の概況」（『自治大阪2月号』財団法人大阪府市町村振興協会）。
- ・林清治（2006）「下水道事業の独立採算の確立に向けて」（『自治大阪4月号』財団法人大阪府市町村振興協会）。
- ・月間「地方財務」編集局（2007）「自治体財政健全化法のしくみ」ぎょうせい。
- ・三橋一彦（2007）「地方公共団体の健全化に関する法律」（『地方財務8月号』ぎょうせい）。
- ・宮脇淳（2008）「地方財政健全化法と自治体運営」（『地方財務2月号』ぎょうせい）
- ・三橋一彦・植田昌也（2007）「逐条「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（第1回）」（『地方財政7月号』財団法人地方財務協会）。
- ・三橋一彦・小谷知也（2007）「逐条「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（第2回）」（『地

方財政10月号』財団法人地方財務協会)。

- ・新しい地方財政再生制度研究会 (2006)  
[http://www.soumu.go.jp/menu\\_03/shingi\\_kenkyu/kenkyu/new\\_saiseiseido/index.html](http://www.soumu.go.jp/menu_03/shingi_kenkyu/kenkyu/new_saiseiseido/index.html)。
- ・秋元隆二 (2004) 「第10章 茨木市の予算編成改革」(『地方財政研究：連結決算の財政分析とその手法』財団法人大阪府市町村振興協会)。
- ・神谷雅之 (2004) 「第11章 予算編成の庁内分権」(『地方財政研究：連結決算の財政分析とその手法』財団法人大阪府市町村振興協会)。  
[http://www.masse.or.jp/kenkyu/suisin/bunken\\_zemi.html](http://www.masse.or.jp/kenkyu/suisin/bunken_zemi.html)

参考①

**実質公債費比率の算出方法**

$$\frac{\text{平成15～17年度}}{\frac{(イ) + (サ) + (シ) + (ス) + (セ) - (オ) - (オ') - (ケ) - (ケ') - (ヨ)}{(カ) + (キ) + (ク) - (オ) - (オ') - (ケ) - (ケ') - (ヨ)}} \times 1/3 \times 100$$

**元利償還金ベースの算出方法**

$$\frac{\text{平成15～17年度}}{\frac{(イ) + (サ) - (オ) - (ケ)}{(カ) + (キ) + (ク) - (オ) - (オ') - (ケ) - (ケ') - (ヨ)}} \times 1/3 \times 100$$

**準元利償還金ベースの算出方法**

$$\frac{\text{平成15～17年度}}{\frac{(シ) + (ス) + (セ) - (オ') - (ケ') - (ヨ)}{(カ) + (キ) + (ク) - (オ) - (オ') - (ケ) - (ケ') - (ヨ)}} \times 1/3 \times 100$$

- (イ) 公債費充当一般財源等(除く繰上償還額公営企業債償還額満期一括償還地方債の元金)
- (サ) 満期一括償還地方債の1年当たりの元金償還金に相当するもの(年度割相当額)等
- (シ) 公営企業債の償還の財源に充てたと認められる繰出金
- (ス) 一部事務組合等の起こした地方債の償還に充てたと認められる補助金又は負担金
- (セ) 38表その1債務負担行為の状況(つづき)6列の額の合計から38行6列の額を控除した額
- (オ) 災害復旧等に係る基準財政需要額
- (オ') 災害復旧等に係る基準財政需要額(準元利償還金に係るものに限る)
- (ケ) 事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費
- (ケ') 事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費(準元利償還金に係るものに限る)
- (ヨ) 密度補正により基準財政需要額に算入された準元利償還金(地方債の元利償還額を基礎に算入されたもの)
- (カ) 標準税収入額等
- (キ) 普通交付税額
- (ク) 臨時財政対策債発行可能額



参考②

<法適用事業>

年度 \_\_\_\_\_

事業名 \_\_\_\_\_

団体名 \_\_\_\_\_

(単位:千円)

|                        |    |                           |
|------------------------|----|---------------------------|
| 資本的収支に計上された繰出金決算額<br>X | B① | 準元利償還金算入額(4条分)<br>A①=X-B① |
|------------------------|----|---------------------------|

※A①については、次のとおり計上する。  
A①≥G→G  
A①<G→A①

|                        |    |    |              |
|------------------------|----|----|--------------|
| 収益的収支に計上された繰出金決算額<br>Y | B② | A② | C①=Y-(B②+A②) |
|------------------------|----|----|--------------|

※Wについては、次のとおり計上する。  
・C①<C②→C①+A②

|                     |
|---------------------|
| 準元利償還金算入額(3条分)<br>W |
|---------------------|

|                     |
|---------------------|
| 準元利償還金算入額<br>V=A①+W |
|---------------------|

|                         |              |
|-------------------------|--------------|
| 元利償還金に対する繰出基準額※<br>Z    | C②=Z-A①-A②   |
| ※Zについては、別紙1-3-2により算定する。 | 按分の際に用いるC②の値 |

※Wについては、次のとおり計上する。  
・C①≥C②  
→C②+(C①-C②)×J/I+A②  
ただしC②<0の時はC②=0とする

<あん分率計算用>

|                   |                    |            |         |    |              |         |
|-------------------|--------------------|------------|---------|----|--------------|---------|
| 収益的収支における総費用<br>E | 収益的収支に係る減価償却費<br>F | 元金償還金<br>G | 利息<br>H | B' | I=E-F+G-Z-B' | J=G+H-Z |
|-------------------|--------------------|------------|---------|----|--------------|---------|

※B'には、B②のうち作成要領6③・④に該当するものを計上

<法非適用事業>

年度 \_\_\_\_\_

事業名 \_\_\_\_\_

団体名 \_\_\_\_\_

(単位:千円)

|                       |   |   |            |
|-----------------------|---|---|------------|
| 公営企業会計に対する繰出金決算額<br>X | B | A | C①=X-(A+B) |
|-----------------------|---|---|------------|

|                        |              |                 |
|------------------------|--------------|-----------------|
| 元利償還金に対する繰出基準額<br>Y    | C②=Y-A       | 準元利償還金算入額※<br>Z |
| ※Yについては、別紙1-3-6により算定する | 按分の際に用いるC②の値 |                 |

※Zについては、次のとおり計上する。  
・C①<C②→C①+A  
・C①≥C②→C②+(C①-C②)×I/H+A  
ただしC②<0の時はC②=0とする

<あん分率計算用>

|           |            |            |    |              |       |
|-----------|------------|------------|----|--------------|-------|
| 支出総額<br>E | 建設改良費<br>F | 元利償還金<br>G | B' | H=(E-F)-Y-B' | I=G-Y |
|-----------|------------|------------|----|--------------|-------|

※B'には、Bのうち作成要領2③・④に該当するものを計上

**作成要領**

**<法適用事業>**

- Xには、資本的収支における一般会計からの繰出金の決算額の総額を記入すること。  
 なお、出資金、負担金、補助金など名目にかかわらず、一般会計から特別会計に支出されるすべての額を含むものであること。
- B①には、Xのうち、次のいずれかに該当するものを記入すること。B①に計上した経費については、別紙1-3-3に記載すること。  
 なお、原則として①～③のいずれかに該当する経費であることが、予算書、決算書又は議会に提出された附属資料において確認できるものに限る。
  - ① 地方債を財源とするもの（一般会計において地方債を発行して繰り出されているもの）
  - ② 一般会計から特別会計への貸付金、出資金（地方公営企業法第17条の2第1項及び第18条に基づくもの）、
  - ③ 繰出基準において建設改良費の一部を一般会計が負担することとされているものその他当該年度の建設改良費に充てられたことが予算書等で明らかなもの
- Gには、当該年度の元金償還額を記入すること。
- XからB①を控除した額とGを比較し、小さい方が準元利償還金算入額（4条分）（A①）として計上されるものであること。（自動計算）
- Yには、収益的収支における一般会計からの繰出金の決算額の総額を記入すること。  
 なお、出資金、負担金、補助金など名目にかかわらず、一般会計から特別会計に支出されるすべての額を含むものであること。
- B②には、Yのうち次のいずれかに該当するものを記入すること。B②に計上した経費については、別紙1-3-4に記載すること。  
 なお、原則として①～④に該当する経費であることが、予算書、決算書又は議会に提出された附属資料において確認できるものに限る。
  - ① 地方債を財源とするもの（一般会計において地方債を発行して繰り出されているもの）
  - ② 一般会計から特別会計への貸付金
  - ③ 地方公営企業職員に係る基礎年金拠出金にかかる公的資金に要する経費、地方公営企業職員に係る児童手当に要する経費、バス事業及び病院事業会計に係る共済追加費用の負担に要する経費
  - ④ 下水道事業における雨水処理及び高度処理に要する経費として繰出基準に基づき算定された額のうち、資本費に相当する額がA②に計上されている場合における当該元利償還金繰出金に計上された額を控除した額
- A②には、下水道事業における雨水処理及び高度処理に要する経費として繰出基準に基づき算定された額のうち、資本費に相当する額を記入すること。
- Zには、元利償還金に対する繰出基準により算定された額を記入すること。
- Eには、収益的収支における総費用（営業費用、営業外費用及び特別損失の合計額）を記入すること。
- Fには、減価償却費を記入すること。
- Hには、利息を記入すること。
- B'には、B②のうち作成要領7③・④に該当するものを計上
- YからB②及びA②を控除した額C①と、ZからA①及びA②を控除した額C②を比較し、次の額が準元利償還金算入額（3条分）（W）として計上されるものであること。（自動計算）
  - ① C①<C②の場合 C①とA②の合計値
  - ② C①≥C②の場合 C②とA②に加え、あん分対象繰出金（C①-C②）について、Hに占める当該年度の元利償還金（Zを除く）の割合で按分した額
- A①とWの合計値を準元利償還金算入額とすること。

| 項目         | X         | G         | Y         | E         | F         | H         |
|------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 平成16年度決算統計 | 23表02行29列 | 23表01行32列 | 20表02行03列 | 20表02行11列 | 21表01行11列 | 21表01行09列 |

※Xは、出資金、負担金、補助金など名目にかかわらず、一般会計から特別会計に支出されるすべての額を含むものであることから、決算統計23表02行29列の数字の他に該当するものがないか確認すること。  
 ※Yは、出資金、負担金、補助金など名目にかかわらず、一般会計から特別会計に支出されるすべての額を含むものであることから、決算統計20表02行03列の数字の他に該当するものがないか確認すること。  
 ※補助対象経費が公営企業会計の地方債の償還に要する経費であることが補助要綱等により明確であり、経理上、普通会計から特別会計へ繰り出される補助金がある場合には、当該経費をEから、当該経費のうち元金をGから、利息分をHから控除すること。  
 ※公営企業会計等における地方債の元金償還金のうち、繰上償還に係るものがある場合においては、繰上償還に充てる財源として、一般会計等から繰り出した額をXから控除し、当該会計における繰上償還額をGから控除すること。  
 ※公営企業会計等における地方債の元金償還金のうち、借換債並びに地方債に関する省令（平成18年総務省令第54号）第12条第1号及び第3号に掲げる経費の財源に充てるために起こした地方債を財源として償還を行ったものがある場合においては、当該地方債を財源として償還を行った額をGから控除すること。  
 ※公営企業会計等における地方債の元金償還金のうち、省令第12条第2号及び附則第6条に掲げる経費の財源に充てるために起こした地方債を財源として償還を行ったものがある場合においては、当該地方債を財源として償還した地方債の利子に相当する額をE及びHから控除すること。

**<法非適用事業>**

- Xには、公営企業会計に対する一般会計からの繰出金の決算額の総額を記入すること。  
 なお、出資金、負担金、補助金など名目にかかわらず、一般会計から特別会計に支出されるすべての額を含むものであること。
- Bには、Xのうち、次のいずれかに該当する額を記入すること。Bに計上した経費については、別紙1-3-7に記載すること。  
 なお、原則として①～④に該当する経費であることが、予算書、決算書又は議会に提出された附属資料において確認できるものに限る。
  - ① 地方債を財源とするもの（一般会計において地方債を発行して繰り出されているもの）
  - ② 一般会計から特別会計への貸付金、繰出基準において建設改良費の一部を一般会計が負担することとされているものその他当該年度の建設改良費に充てられたことが予算書等で明らかなもの
  - ③ 地方公営企業職員に係る基礎年金拠出金にかかる公的資金に要する経費、地方公営企業職員に係る児童手当に要する経費、バス事業及び病院事業会計に係る共済追加費用の負担に要する経費
  - ④ 下水道事業における雨水処理及び高度処理に要する経費として繰出基準に基づき算定された額のうち、資本費に相当する額がAに計上されている場合における当該元利償還金繰出金に計上された額を控除した額
- Aには下水道事業における雨水処理及び高度処理に要する経費として繰出基準に基づき算定された額のうち、資本費に相当する額を記入すること。
- Yには、元利償還金に対する繰出基準により算定された額を記入すること。
- Eには、公営企業会計における支出総額を記入すること。
- Fには、建設改良費を記入すること。
- Gには、当該年度の元利償還金を記入すること。
- B'には、Bのうち作成要領3③・④に該当するものを計上
- XからA及びBを控除した額C①とYからAを控除した額C②を比較し、次の額が準元利償還金算入額として計上されるものであること。（自動計算）
  - ① C①<C②の場合 C①とAの合計値
  - ② C①≥C②の場合 C②とAに加え、あん分対象繰出金（C①-C②）について、Hに占める当該年度の元利償還金（Yを除く）の割合で按分した額

| 項目         | X                   | E                   | F         | G                   |
|------------|---------------------|---------------------|-----------|---------------------|
| 平成16年度決算統計 | 26表02行51列+26表02行56列 | 26表01行12列+26表01行33列 | 26表01行34列 | 26表01行49列+26表01行19列 |

※Xは、出資金、負担金、補助金など名目にかかわらず、一般会計から特別会計に支出されるすべての額を含むものであることから、決算統計26表02行51列及び26表02行56列の数字の他に該当するものがないか確認すること。  
 ※Fは、建設改良費に用途が特定される財源（地方債、国庫補助金、出資金及び貸付金等）により支出されるものに限るものであり、料金収入・寄付金等用途が特定されない財源により支出されたものは控除すること。  
 ※補助対象経費が公営企業会計の地方債の償還に要する経費であることが補助要綱等により明確であり、経理上、普通会計から特別会計へ繰り出される補助金がある場合には、当該経費をBに加算し、E及びGから控除すること。  
 ※公営企業会計等における地方債の元金償還金のうち、繰上償還に係るものがある場合においては、繰上償還に充てる財源として、一般会計等から繰り出した額をXから控除し、当該会計における繰上償還額をE及びGから控除すること。  
 ※公営企業会計等における地方債の元金償還金のうち、借換債並びに地方債に関する省令（平成18年総務省令第54号）第12条第1号及び第3号に掲げる経費の財源に充てるために起こした地方債を財源として償還を行ったものがある場合においては、当該地方債を財源として償還を行った額をE及びHから控除すること。  
 ※公営企業会計等における地方債の元金償還金のうち、省令第12条第2号及び附則第6条に掲げる経費の財源に充てるために起こした地方債を財源として償還を行ったものがある場合においては、当該地方債を財源として償還した地方債の利子に相当する額をE及びGから控除すること。